

白井市内の公民館やセンター等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月28日 第1版
令和2年8月20日 第2版
令和3年12月1日 第3版
令和4年6月1日 第4版
令和5年3月13日 第5版

国内等において、今後も新型コロナウイルス感染者の確認が続く状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すため、公民館やセンター等（以下「公民館等」という。）の事業は下記の内容をもとに対策を行うこととします。

本ガイドラインは、下記該当施設で行われるすべての活動（主催講座、サークル等が実施する講座、有料・無料の施設を問わず施設内で行う活動など）を対象とします。

※厚生労働省、文部科学省、公益社団法人全国公民館連合会のガイドラインをもとに作成しています。このガイドラインの内容は情報更新によって随時修正していきます。

1. 該当施設

- ① 西白井公民館（西白井複合センター）
- ② 白井駅前公民館（白井駅前センター）
- ③ 桜台公民館（桜台センター）
- ④ 学習等供用施設（通称：富士センター）
- ⑤ 青少年女性センター（福祉センター）
- ⑥ 公民センター
- ⑦ 白井コミュニティセンター
- ⑧ 西白井コミュニティプラザ
- ⑨ しろい市民まちづくりサポートセンター

2. 感染防止の基本的な考え方

公民館等において、利用者や職員等への新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対策を講じて運営を実施していきます。

このほか、必要に応じて「公益社団法人全国公民館連合会のガイドライン」に準じて感染予防対策を実施していきます。

（1）「三つの密（三密：①密閉空間、②密集場所、③密接場所）」の予防

「三つの密」を避けるために、公民館等施設管理者（以下「施設管理者」という。）は、予防を徹底します。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるよう依頼（密接しない）

(2) 感染リスクの評価及び対策

- ① 公民館等を開館していくにあたり、施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染や飛沫感染についてのリスク評価を実施し、そのリスクに応じた対策を検討し対応していきます。
特に飛沫感染（エアロゾル感染を含む）については、施設の換気状況を考慮した上で人ととの距離がどの程度必要であるか、会話や大声などを出す可能性がある場所がどこにあるかなどのリスク評価を実施し、そのリスクに応じた対策を検討し対応していきます。
- ② 多くの来館が見込まれる場合のリスク評価、地域での感染拡大が報告された場合でのリスク評価も検討し対応していきます。
- ③ 地域生活圏における感染状況を把握し、対応を行います。

(3) 来館者の安全確保のために

- ① 来館者には検温に協力を求めるようにします。37.5度以上の発熱または個人の平熱より1度以上高い場合は、利用を控えてもらいます。また、息苦しさやだるさ、軽度であっても咳やのどの痛みなどがあった場合も、利用を控えてもらいます。
- ② 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合又は過去14日以内に政府から入国制限若しくは入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航若しくは当該在住者との濃厚接触がある場合は、利用を控えてもらいます。
- ③ 感染予防のため、「咳エチケット」、「手洗い」、「手指の消毒」を推奨します。
なお、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、施設管理者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者にマスクの着用を求めるることは許容されることとします。
- ④ 館の管理者が主催事業等を行う際には、クラスターの発生等、万が一の場合に備えて、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握し、個人情報を適切に管理します。
また、利用者やイベント等の主催者に対しては、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握するよう依頼し、参加者に対しては、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供されることを必ず周知するとともに、個人情報を適切に管理するようお願いしていきます。
- ⑤ 人が滞留しないように動線を確保するとともに、順番待ち等の行列ができる場合には、対人距離を確保した整列を促し、列にマークを付ける等の工夫を行います。また、混雑が予想される場合は、同時に滞在できる人数等を必要に応じ制限を行います。

(4) 職員を感染から守るために

- ① 公民館等の長は、職員等に対して検温を徹底させ、37.5度以上の発熱や、個人の平熱より1度以上高い場合、息苦しさ、だるさ、咳、のどの痛み、味覚障害、嗅覚障害などがある場合は、出勤を控えさせるようにし、職場内での感染防止に努めます。
- ② 公民館等の管理・運営にあたり、必要最小限の人数にする、テレワークを推奨するなど、ジョブローテーションを工夫します。
- ③ 感染防止のため、手洗い、手指の消毒を徹底します。
なお、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、施設管理者が感染対策上又は事業上の理由等により、従業員にマスクの着

用を求めるることは許容されることとします。

- ④ 窓口などには、感染防止のためのビニールカーテン等を設置します。また、現金の受け渡しにはコイントレー等を活用し、手指が直接触れないようにします。
- ⑤ 来館者と共有して使用する備品などを極力減らし、どうしても共有して使用する場合は、消毒を徹底します。

3. 基本的な感染症対策の実施

感染源や感染経路を断つために、対策を講じることとします。

第三者（団体・サークル等）が利用する場合も、下記の対策を実施した上で利用してもらうこととします。

（1）接触感染の防止

- ① 不特定多数の人が接触する場所を特定し、消毒を徹底します。
- ② 施設管理者が保有している、他者同士が共有して使用する物品についての貸出については、十分に消毒が行えない場合も考えられ、感染リスクも高くなることから、貸出は控えることとします。しかし、やむを得ない事情により物品を貸出しなければならない場合は、消毒を徹底したうえで貸出を行い、利用者側でも徹底した消毒を依頼することとします。

（2）飛沫感染の防止

- ① 施設内における換気の状況を考慮し、人ととの距離ができるだけ2メートル（最低でも1メートル以上）確保します。
- ② 施設内で「三つの密」が見受けられるような場合は、来館者の来場の制限を行います。
- ③ 各部屋が「三つの密」により飛沫感染がおきないよう、利用人数の制限を設けます。

※マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねますが、感染防止対策として政府から示されている「マスクの着用が効果的である場面」などを館内に掲示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨することとします。

（3）大規模な来館が見込まれる活動や事業への対策

- ① 開催にあたり、人ととの距離を十分に確保できるか、換気を十分行えるか、外出自粛要請が発令されている地域からの参加者が見込まれないかなど、感染リスク評価を徹底し、具体的な対策を講じても十分対応できないと判断する場合は、中止または延期とします。

（4）感染が疑われる人・感染した人が利用した場合

- ① 感染が疑われる人・感染した人が利用したことが発覚した場合は、速やかに消毒を行います。場合によっては施設を閉鎖し消毒を行います。
- ② 利用者やイベント等の主催者に、速やかに連絡を行い、感染拡大を防止します。
- ③ 感染の疑いがある人・感染した人がまだ館内にいる場合は、速やかに帰宅を促します。状況により帰宅が困難な場合は、別室に隔離し、他の人の接触を遮断します。対応する職員はマスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じた上で、対応します。
- ④ 施設管理者は、関係各課に速やかに連絡し、指示を受けるようにします。場合によっては保健所にも連絡を行います。

4. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、以下のような対応を行うこととします。

第三者（団体・サークル等）が利用する場合も、下記の対策を実施した上で利用してもらうこととします。

(1) 換気の徹底（密閉しない）

- ① こまめな換気の実施をお願いし、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ② ①が難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行うこと。
- ③ 換気が困難な部屋の使用制限

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ① 人の密度を下げるために、間隔をあけて着席すること。
- ② 部屋の定員の概ね2分1の人数で開催するなど会場を広く使うこと。

ただし、地域の生活圏及びその周辺^{※2}が、感染者数の減少などにより感染リスクの低下がみられ、千葉県からの要請や方針を前提として制限緩和に支障がないと判断された場合^{※3}、施設の規模に応じ定員の人数を緩和する。

※2 日常生活の上で、主として「人の動き」、「人の流れ」において、感染者が発生した地域と密接に繋がり、感染の可能性が著しく上がると考えられる範囲のこと。「その周辺」としているのは、隣接地域の状況を注視することが重要と考えるため。

※3 感染の拡大の可能性が抑えられた状態であり、感染発生時にも自治体や関係機関において、十分な制御が可能である状態のことを想定している。

③ 屋内で対人距離ができるだけ2メートル（最低1メートルを目安とする。ただし、家族等の日頃から生活を共にする集団においては、乳幼児等を抱きかかえる等は例外）の確保ができない場合、イベント、集会を開かないこと。

(3) 直接手と手の接触を伴ったり、身体的接触のある活動はできるだけ行わないこと。（密接しない）

① 人と人との距離を適切に保つこと

マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとする。

② 大声を出したり、息を激しく出す活動はなるべく控えること

③ 飲食制限

・原則、施設内では水分補給以外の飲食を行わないようにする。ただし、昼食等短時間の飲食を行う場合は、施設内に感染防止策を実施した「飲食可能エリア」を設定し飲食を行えるようにする。

・飲食を提供する事業等の実施については、施設管理者と協議の上、感染予防を行ったうえで実施することとする。

・調理室の利用については、別に定める内容において利用を行うものとする。

※集団感染リスク三条件（「三つの密」）のうち、一つでも該当しないよう、感染防止対策を行ってください。

5. 参加者名簿の作成

利用団体やイベント等の主催者は、感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置として、参加者名簿を作成し連絡先を必ず把握してください。

利用にあたり参加者名簿は、各団体において必ず2ヶ月目途に保管してください。

保健所等からの濃厚接触者の追跡のため名簿の提出を求められる場合がありますので、名簿の提出を求められた場合、該当日の名簿の提出をお願いします。

6. 貸館の考え方

公民館等では、このガイドラインや利用の際に注意していただきたい内容（別紙「施設の利用について」）に沿った配慮や取り組みを行うことを条件として利用を許可します。

ただし、市内や近隣自治体、国内で感染の拡大がみられる場合は、利用の自粛を促すことがあります。

条件に満たない場合や遵守事項が守られていないことが明らかになった場合は、施設の利用を中止していただきます。

利用の際に注意していただきたい内容については、別に設けることとします。

施設使用料（施設利用料）については、使用する館が新型コロナウイルス感染予防対策等により臨時休館した場合のみ、その年度内での振り替えによる対応、又は、還付を行います。

◆団体が主催する講座や事業実施の考え方

団体は、各団体において感染防止のチェックリストを作成し、事業再開までに必ず上記の感染防止策について確認したうえで、感染防止対策を参加者へ周知の徹底をしてください。（感染防止対策ができない場合は実施できません。）

実施する際は、各団体で感染防止用の備品を準備したうえで、チェックリストに基づき防止策をきちんと実行してください。

実施する際には、利用する施設に事前に相談するようにしてください。

7. その他

公民館等の感染拡大予防については、本ガイドラインのほか、公益社団法人全国公民館連合会が作成した「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき実施していくことにします。

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となるため、同様に廃止します。

その後については、自主的な感染症対策に取り組むこととします。